【別紙】

【重要】「留学」の在留資格で入学する外国人学生の方へ

1. 経費支弁能力証明書類の提出について（全員）

国のガイドラインにより、入学許可に際しては、入学希望者が在留期間中の必要経費全般について十分な支弁能力を有することを証明する資料を提出することが必須となりました。皆さんが日本で安定した生活を送られるようにご協力お願いします。

下表でご自身がどの区分に該当するかを確認し、経費支弁能力の証明書類を必ず本学にご提出ください。

【提出書類区分】

留学費用の負担方法	提出書類区分
親族等（例：父、母等）が負担する	A
学生本人が負担する （学生本人が職業を持ち、収入を得ている場合のみ、自身が経費支弁者になることができる）	B
奨学金のみで負担する	C
奨学金＋親族等（例：父、母等）が負担する	A＋C
奨学金＋学生本人が負担する （学生本人が職業を持ち、収入を得ている場合のみ、自身が経費支弁者になることができる）	B＋C

【各区分の必要書類】

留学費用の負担方法		提出書類
A	親族等（例：父、母等）	① 経費支弁計画書（本学指定様式） ② 経費支弁書（本学指定様式） ③ 経費支弁者名義の銀行残高証明書※1 （出願日から起算して３か月以内に発行されたもの） ④ 経費支弁者の在職証明書（最新のもの） ※自営業の場合は、営業許可証等の写し ⑤ 経費支弁者の収入証明書（過去１年分） 次のいずれかの書類を提出してください。 1）経費支弁者の所属する会社等が発行した収入証明書または源泉徴収票（年収金額が記載されているもの） 2）税務署等が発行した納税証明書等（年収金額が記載されているもの） ⑥ 志願者と経費支弁者との関係を証明する書類 次のいずれかの書類を提出してください。 1）親族関係公証書 2）出生証明書 ※① ～⑥の書類は全部提出が必要、コピー可

留学費用の負担方法		提出書類
B	学生本人	① 経費支弁計画書（本学指定様式） ② 学生名義の銀行残高証明書※1 （出願日から起算して３か月以内に発行されたもの） ③ 学生本人の在職証明書 ④ 学生本人の収入証明書（過去１年分） ※① ～④の書類は全部提出が必要、コピー可 ※ 自営業者の場合は③を省略可
C	奨学金	① 経費支弁計画書（本学指定様式） ② 奨学金支給機関が発行する奨学金受給（予定）証明書の写し※2

※1 残高証明書については、各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座のものに限る。

※2 奨学金受給証明書は、受給者氏名、奨学金の月額、支給期間が記載されたものに限る。

【注意事項】

1）証明書が日本語で発行されない場合は、別紙で翻訳文をつけてください（ご自身での翻訳も可）。

2）留学予定期間に必要となる経費について十分な資金計画を立ててください。学費・生活費の全額をアルバイトで賄うということは認められません。